

第97回北但行政事務組合議会（定例会）会議録（第1日）

平成28年10月14日（金）第97回北但行政事務組合議会（定例会）を議場に管理者が招集した。

開会 午前10時

会議に出席した議員（16名）

1番	香美町	橘	秀太郎	2番	香美町	谷口	眞治
3番	新温泉町	池田	宜広	4番	新温泉町	中井	次郎
5番	豊岡市	松井	正志	6番	豊岡市	浅田	徹
7番	豊岡市	井垣	文博	8番	豊岡市	伊藤	仁
9番	香美町	森	利秋	10番	新温泉町	中井	勝
11番	豊岡市	木谷	敏勝	12番	豊岡市	野口	逸敏
13番	豊岡市	広川	善徳	14番	豊岡市	上田	伴子
15番	豊岡市	前野	文孝	16番	豊岡市	青山	憲司

会議に出席しなかった議員（なし）

議事に関係した事務局職員

事務局長 瀧 下 貴 也
書 記 有 田 亨
書 記 平 澤 剛 太

説明のため出席した者の職氏名

管理者（豊岡市長）	中 貝 宗 治
副管理者（香美町長）	浜 上 勇 人
副管理者（新温泉町長）	岡 本 英 樹
会計管理者（豊岡市会計管理者）	森 田 敏 幸
代 表 監 査 委 員	多 根 徹
事 務 局 長	谷 敏 明
総 務 課 長	河 本 嘉 一
施 設 整 備 課 長	澤 田 秀 夫
施 設 整 備 課 長 補 佐	榎 本 啓 一
監 査 委 員 事 務 局 長	藤 本 正 行

議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
- 第5 報告第1号 専決処分したものの承認を求めることについて
 - 専決第1号 北但行政事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 専決第2号 議決事項の一部変更について（但馬行政不服審査会設置に関する規約の制定について）
 - 専決第3号 平成28年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第2号）
- 第13号議案 北但行政事務組合手数料条例制定について
- 第14号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第15号議案 平成28年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第3号）
- 第16号議案 平成27年度北但行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
（以上5件、一括上程、説明）

議事順序

1. 議長あいさつ
2. 開会宣言
3. 開 議
4. 議席の指定
5. 会議録署名議員の指名
6. 会期の決定
7. 諸般の報告
8. 議案（報告第1号、第13号議案～第16号議案）一括上程
 - 管理者提案説明
 - 議案ごとの説明
9. 休会議決
10. 日程通告
11. 散 会

[議長開会挨拶]

○議長（青山憲司） おはようございます。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。

構成市町内の各地において、秋祭りがにぎやかに開催をされており、爽やかな秋風を感じる好季節となりました。議員各位には、ご健勝にてご参集を賜り、本日ここに第97回北但行政事務組合議会定例会を開会する運びとなりましたことは、組合発展のため、まことにご同慶にたえないところであります。また、今期定例会より、7月末に竣工したクリーンパーク北但のこの会場で本会議を開催するという新たな歴史の1ページを刻む記念すべき定例会であります。

さて、今期定例会に管理者より提案されます案件は、報告1件、条例2件、予算1件、決算1件の計5件であります。どうか議員各位には、何とぞ慎重にご審議の上、適切妥当な結論が得られますよう心から念願いたしますとともに、円滑な議会運営に格段のご協力をお願い申し上げ、開会のご挨拶といたします。

開会 午前10時01分

○議長（青山憲司） ただいまの出席議員数は16名であります。よって、会議は成立いたします。

ただいまから第97回北但行政事務組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第1 議席の指定

○議長（青山憲司） 日程第1、議席の指定を行います。

新たに北但行政事務組合議会議員になられた上田伴子議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、14番に指定をいたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（青山憲司） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、広川善徳議員、上田伴子議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（青山憲司） 日程第3、会期の決定を行います。

この際、議会運営委員長より報告を求めます。

11番木谷敏勝議員。

○議会運営委員会委員長（木谷敏勝） おはようございます。今期定例会の議事運営についてご報告いたします。

会期については、本日から10月27日までの14日間といたします。

次に、日程についてですが、本日は、諸般の報告の後、当局提出議案を一括上程し、管理者の提案説明並びに事務局長による議案ごとの説明を受けます。

次に、明10月15日から10月25日までは議案熟読のため休会、この間、18日正午を質問、質疑の通

告締め切りとし、26日に本会議を再開し、一般質問を行います。一般質問終了後、議案ごとに質疑、討論、表決を行います。

以上、報告のとおり今期定例会の議事運営について、よろしくご協力をお願いいたします。以上です。

○議長（青山憲司） お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から10月27日までの14日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） ご異議なしと認めます。よって、会期は、14日間と決定いたしました。

日程第4 諸般の報告

○議長（青山憲司） 日程第4、諸般の報告を行います。

お手元に、例月現金出納検査報告書、ほくたんハイトラスト株式会社の決算報告書及び監査報告書の写しを配付いたしておりますので、ご清覧願います。

日程第5 報告第1号、第13号議案～第16号議案（専決処分したものの承認を求めることについて外4件）

○議長（青山憲司） 日程第5、報告第1号専決処分したものの承認を求めることについて外4件を一括議題といたします。

これより管理者の提案説明を求めます。

中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） おはようございます。開会に一言ご挨拶申し上げます。

秋の気配が次第に濃くなり、朝夕には肌寒さを感じる季節となりました。本日、第97回北但行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、おそろいでご参集賜り、まことにありがとうございます。議員各位のご健勝を心からお喜び申し上げますとともに、日ごろのご精励に対し深く敬意を表します。

さて、今期定例会に私から提案いたします案件は、報告事項1件、条例2件、予算1件、決算1件の合計5件です。

それでは、提出議案の説明に先立ち、北但ごみ処理施設の状況についてご報告申し上げ、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

まず、施設整備について報告いたします。

去る7月31日、所定の試運転を滞りなく終えたことで施設整備工事が完了し、施設の引き渡しを受けましたので、8月1日にはクリーンパーク北但の名称や位置などを公布したところです。また、8月7日には、組合議員や森本区、坊岡区の住民を初めとして、本事業に携わった多くの関係者の皆さんを招いて竣工式を開催し、施設の見学もしていただきました。

改めまして、ご尽力をいただいた方々にお礼を申し上げます。

関連して、試運転において、ばいじんの成分検査結果を赤穂市に提出し、同意を得ましたので、ひょうご環境創造協会赤穂事業所にばいじんの搬出を5月から開始し、施設から発生する焼却灰や

不燃残渣については4月から香美町最終処分場に搬出し、運搬処理を行っています。

次に、施設の運営に関して報告いたします。

組合では、地域住民の健康と快適な生活環境の保全を目的として、運営協定の締結に向け、森本区、坊岡区と協議を重ねてきました。これまでから住民説明会などを開催し、去る3月1日には運営協定の締結に至りました。将来にわたって協定を遵守し、誠意を持って運営することを約束したところです。

しかしながら、8月からの運転において、排ガスのうち一酸化炭素と水銀の計測数値が、一酸化炭素については法規制値の範囲内、水銀については法規制値の設定はありませんが、事業者から提案のあった自主保証値を超える、また、超えるおそれがあった事例が発生し、焼却を一時停止しました。森本区、坊岡区には、協定に基づき施設運営委員会を開催し、おわびを申し上げ、停止に至った状況を報告することともに、運営事業者での運転上の警告数値の設定変更や計測数値上昇時の処理手順の再教育など、対応策を説明したところです。竣工式においても申し上げましたが、重ねて、クリーンパーク北但の安全・安心な稼働を目指し、努めてまいります。

次に、クリーンパーク北但での発電について報告いたします。

株式会社タクマエナジーより、8月分として1,521万8,055円の売電収入を受け、過日9月分として1,607万1,396円の請求をいたしました。今後も通常の運転がなされれば、予定した売電収入が見込まれるところです。

続きまして、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

まず、専決したものの承認を求めることについてです。

都市計画事業認可取り消し訴訟について、去る3月23日に判決が言い渡されたことから、成功報酬に関し、弁護士と協議の調いました4月28日付で平成28年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第2号）の専決処分をいたしました。このたび、そのほかに2件の専決の承認を求めるものです。

次に、条例制定についてです。

平成29年4月に向けて、環境啓発のため新設します指導員に係る報酬額を定めます特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての外1件の条例を上程するものです。

次に、第15号議案平成28年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第3号）についてです。

このたびの補正予算は、歳入予算を補正するもので、前年度繰越金の確定により歳入の財源を補正しています。

最後に、第16号議案平成27年度北但行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入総額47億218万8,620円、歳出総額46億9,656万4,220円で、歳入歳出差し引き残額562万4,400円の黒字となり、同額を翌年度に繰り越しました。

以上で私の総括説明を終え、各議案の詳細につきましては、それぞれ事務局長が説明いたしますので、よろしくご審議いただき、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青山憲司） 続いて、議案ごとの説明に入ります。

報告第1号専決処分したものの承認を求めることについて説明を求めます。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 議案書1ページをごらんください。報告第1号専決処分したものの承認を求めることについてご説明いたします。

本件は、地方自治法の規定により専決処分しましたので、議会へご報告し、承認をお願いするものです。なお、条例、事件、予算各1件の計3件です。

初めに、議案書2ページをごらんください。専決第1号、北但行政事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本件は、地方公務員災害補償法施行令の一部改正の通知を受けたことに伴い、関係する条例につきましても所要の改正を行い、4月1日からの施行する必要があることから、3月17日に専決処分させていただきました。なお、議員の皆様には、3月23日、専決に至りました状況と内容を郵送させていただきましたものです。このたび、その承認をお願いするものです。

4ページの条例案要綱によりご説明申し上げます。

内容につきましては、地方公務員災害補償法施行令の改正に伴いまして、同一の事由によりまして他の法令による給付がなされる場合の調整率を改めるもので、北但行政事務組合議会の議員その他非常勤の職員が、公務上の災害等に対する補償として傷病補償年金及び休業補償給付が支給される場合、同一の事由について障害厚生年金等が支給されるときに補償額の調整に係る規定の改正を行うものです。

続いて、議案書8ページをごらんください。専決第2号議決事項の一部の変更についてご説明いたします。

本件は、平成28年2月定例会において、但馬行政不服審査会設置に関する規約の制定について議決をいただきましたが、その後、但馬広域行政事務組合より、議決を受けた規約の一部に錯誤がある旨の連絡がありました。同規約は4月1日から施行する必要があることから、3月17日に専決処分させていただきました。さきの条例と同じく3月23日、専決に至りました状況と内容を郵送させていただきましたものです。このたび、その承認をお願いするものです。

内容につきましては、規約第11条第1項第3号にあります「第14条」を「第13条」に変更するものです。

続いて、議案書10ページをごらんください。専決第3号平成28年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本件は、去る3月23日に都市計画事業認可取り消し訴訟の判決言い渡しを受け、弁護士への成功報酬の支払い義務が発生したことから、弁護士と協議の調った4月28日に専決処分させていただきました。このたび、その承認をお願いするものです。

内容につきましては、歳入歳出補正予算（第2号）事項別明細書により説明いたします。

13ページをごらんください。歳入歳出予算の総額にそれぞれ500万円を追加し、予算の総額を29億8,400万円とするものです。歳出は、判決後、弁護士との協議が調い、成功報酬として支払うもの

です。

次に、14ページ、15ページをごらんください。歳入ですが、この財源は、構成する各市町負担金を増額して対応することといたしております。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（青山憲司） 次に、第13号議案北但行政事務組合手数料条例制定について説明を求めます。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 議案書21ページをごらんください。第13号議案北但行政事務組合手数料条例制定についてをご説明いたします。

本案は、特定の者のためにする事務について徴収する手数料に関し、必要な事項を定めるため新規に条例を制定するものです。

22ページをごらんください。条例の全文をお示ししております。制定します内容は、手数料を徴収する事務及びその額のほか、徴収時期、減免、委任についてです。このたび規定します事務は、行政不服審査法の改正により、審査請求に係る第三者機関、つまり行政不服審査会へ提出された資料について、その写しを関係者が求める場合の手数料を規定するもので、関係します3市2町6組合において同額の手数料を規定するものです。

条例の規定は、公布の日から施行します。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（青山憲司） 次に、第14号議案特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 議案書24ページをごらんください。第14号議案特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

本案は、来年度から採用を計画しています非常勤の嘱託員の報酬額を定めるものです。

次に、25ページをごらんください。改正の内容は、非常勤の嘱託員として、環境啓発活動の企画、運営に関する専門業務に携わる環境啓発指導員を来年度より採用する計画としており、報酬額の限度額を月額1万円、月額20万円の範囲と定めるものです。

条例の規定は、平成29年4月1日から施行します。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（青山憲司） 次に、第15号議案平成28年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第3号）について説明を求めます。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 議案書28ページをごらんください。第15号議案平成28年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で歳入予算を補正するものです。

歳入補正の内容につきまして、32ページ、33ページの事項別明細書の2、歳入をごらんください。

今回の補正は、歳出予算については補正せず、歳入予算において、平成27年度決算の確定により繰越金を増額し、その同額を各市町負担金から減額するとともに、27年度に豊岡市において実施いただいた地域振興事業費の精算とあわせて各市町負担金を補正するものです。

10款の分担金及び負担金で、各市町負担金として562万3,000円を減額計上しています。各市町負担金は、地域振興分及び整備分ともに、規約に定める負担率の均等割10分の1.5、人口割10分の8.5として算出しています。27年度に豊岡市において実施いただいた地域振興事業の5事業の精算については、本年度の当初予算で地域振興分としてお認めいただいた負担額において、今補正で確定した実績額に基づき、香美町、新温泉町では減額をさせていただき、豊岡市は、香美町及び新温泉町の減額分と同額を増額し、補正させていただくものです。

結果、豊岡市においては、整備分の減額365万4,000円に地域振興分の精算として527万7,000円を増額するため162万3,000円の増額となり、香美町においては、整備分の減額105万7,000円に地域振興分の精算として283万4,000円を減額するため389万1,000円の減額に、新温泉町においては、整備分の減額91万2,000円に地域振興分の精算として244万3,000円を減額するため335万5,000円の減額となります。45款の繰越金は、27年度決算が確定したことにより、562万3,000円を増額計上しています。

以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（青山憲司） 次に、第16号議案平成27年度北但行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 議案書37ページをごらんください。第16号議案平成27年度北但行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

別冊になっております決算書をごらんください。まず、表紙の総括表ですが、管理者が申し上げましたとおり、歳入歳出差し引き額は562万4,400円の黒字となり、同額を平成28年度に繰り越す結果となっています。

決算書の7ページ、8ページをごらんください。事項別明細書により、まず歳入についてご説明いたします。

10款の分担金及び負担金ですが、負担金総額43億8,379万5,000円を昨年度同様に均等割10分の1.5、人口割10分の8.5として算出し、各市町にご負担いただいています。地域振興計画の中で、1市2町負担事業として平成26年度に豊岡市に施工いただいた9事業の事業費について、先ほどの負担率により各市町の通常分の負担金と相殺調整しています。

具体的な相殺金額は、8ページの備考欄に「地域振興分」と表示していますが、香美町で1,708万9,635円の増額、新温泉町で1,473万8,057円の増額、豊岡市は、この合計額3,182万7,692円を立てかえ願っていたことから、同額を減額しています。15款の使用料及び手数料は、電柱などの行政財産使用料です。20款の国庫支出金ですが、平成27年度に実施しました施設建設工事、進入道路等舗装工事及び設計施工監理業務に対する循環型社会形成推進交付金及び平成28年度に受ける予定の交

付金の一部は、既に平成26年度中に収入していることから、27年度は、28年度に受ける予定であった残りの交付金3億1,386万9,000円を前倒して収入しています。45款の繰越金では、前年度からの繰越金383万8,642円を収入しています。次に、50款の諸収入、1項の組合預金利子は指定金融機関の預金利子です。

9ページ、10ページをごらんください。2項の雑入は、設計図書などの資料コピー代などの収入です。以上、これらを合わせまして歳入総額は47億218万8,620円となります。

次に、歳出についてご説明します。11ページ、12ページをごらんください。まず、10款の議会費です。予算現額198万7,000円、支出済み額が165万495円で、不用額33万6,505円となっています。なお、支出金額の中で、1節の報酬の議員報酬では円単位まで支出していますが、これは役員改選に伴う日割り計算によるものです。

次に、15款の総務費です。予算現額2,579万1,000円、支出済み額が2,435万7,593円で、不用額143万3,407円となっています。主な内容としましては、1節の報酬の不用額7万2,503円は、予算計上しておりました公務災害補償認定委員会などが開催されなかったことによるものです。11節の需用費の不用額27万1,110円は、主に事務用消耗品の支出が予定を下回ったことによるものです。12節の役務費の不用額40万3,633円は、主に事務所移転に係るOA機器の移設、通信施設の移設などを施設建設工事で対応したことによるものです。

13ページ、14ページをごらんください。19節の負担金補助及び交付金は、主には、派遣職員2名分の給与費負担金のほか、事務所光熱水費や会計事務、監査事務の負担金です。

次に、20款北但ごみ処理施設整備事業費です。予算現額46億7,342万7,000円、支出済み額46億7,055万6,132円で、不用額287万868円となっています。主な支出の内容ですが、8節の報償費は、森本・坊岡区地元検討委員会や施設名称選考委員会への謝礼です。9節の旅費は、関係します会議への職員の出席旅費、プラント機器の工場検査、組合議会議員の視察への随行旅費等です。なお、不用額36万8,598円ですが、公用車利用による普通旅費の執行減によるものです。11節の需用費は、事務用消耗品、公用車燃料費、組合広報紙作成経費、コピー代などの資材費です。なお、不用額23万6,457円は、主にパフォーマンスチャージ料の不用額です。12節の役務費は、組合広報紙の配送業務手数料のほか、施設名称商標調査手数料、農地現況復旧作業手数料及び公用車の自動車損害保険料です。13節の委託料は、平成27年度施工分の処理施設設計施工監理業務、木谷川水質試験業務、用地境界ぐい設置業務、土壌調査業務、香美町最終処分場埋立容量測量業務の5業務です。

15ページ、16ページをごらんください。14節の使用料及び賃借料は、公用車3台分の自動車及び駐車場の借り上げ料、積算システム・機器リース料、現地見学会送迎バス借り上げ料、公用車による出張時の通行料及び駐車場料金などです。15節の工事請負費は、平成27年度施工分の施設建設工事、進入道路等舗装工事（その1）、進入道路流末水路改修工事、進入道路舗装修繕工事です。なお、主要な工事、委託事業の概要については、別添の主要な施策の成果を説明する書類の1ページから5ページに記載しておりますので、ご清覧ください。18節の備品購入費は、キーボックスなどの購入代です。19節の負担金補助及び交付金は、派遣職員7名の給与費負担金です。前年度に比べ

1名減員しています。

23款の公債費の支出はありませんでした。25款の予備費の充用はありませんでした。以上、歳出総額は46億9,656万4,220円です。

さらに、18ページの実質収支に関する調書につきましては、ご清覧ください。

19ページから20ページの平成27年度財産に関する調書につきましては、組合の用地管理のため行いました用地境界ぐい設置業務の土地調査結果により、公簿面積2,163平方メートルの増となっています。

以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（青山憲司） 以上で上程議案に対する説明は終わりました。

以上で本日の日程は終わりました。

この際、お諮りいたします。あす10月15日から10月25日までを議案熟読のため休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次の本会議は、10月26日午前10時から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午前10時33分